「Kyoto Next CxO Community」会則

（総則）

第１条　本会則は、京都市及び（公財）京都高度技術研究所（以下「設置者」という。）が設置し運営する起業家等を対象とした会の規則を定めるものである。

（名称）

第２条　本会の名称を「Kyoto Next CxO Community（キョウト　ネクスト　シーエックスオー　コミュニティ）」（以下「本コミュニティ」という。）とする。また、本コミュニティにおける会員の名称を「Kyoto Next CxO Community 会員」（以下、「会員」という。）と称する。

（目的）

第３条　有望な研究シーズを事業化し、スタートアップの経営を担うＣＥＯ（最高経営責任者）や財務運営を担うＣＦＯ（最高財務責任者）等の不足や、市内大学で企業経営に必要な会計等を学んだ CxO 候補となる学生の流出等の課題に対し、CxO 人材の発掘及び育成、京都の大学研究者や大学発ベンチャー、スタートアップ等との交流等を目的としたコミュニティを立ち上げ、CxO として京都で活動するための場や機会の提供、コミュニティの形成を推進することで、京都におけるスタートアップ・エコシステムの充実を図る。

（事務局）

第４条　本コミュニティの事務を処理するため、京都市産業観光局スタートアップ・産学連携推進室に事務局を置く。

（協力団体）

第５条　設置者は、本コミュニティの運営のため、協力団体を指定する。

２　協力団体は設置者に対し以下の協力を行う。

（１）本コミュニティや会員募集に係る広報

（２）第６条（１）に規定する会員の紹介

（３）第７条の会員向けサービス提供に係る助言等、その他本コミュニティの円滑な運営に係る協力

（会員種別）

第６条　本事業の会員種別は、次に定めるものとする。

（１）通常会員　京都でのスタートアップの起業または京都のスタートアップの経営への参画を検討しており、入会申込にあたり、本コミュニティの設置者及び協力団体から

の紹介を受け、第８条の入会手続きを完了した個人

（２）ユース会員　京都のスタートアップの経営に関心があり、申込日時点の年の年齢が満３０歳未満で第８条の入会手続きを完了した個人

（会員向けサービス）

第７条　設置者は、第３条の目的を達成するため、第６条で定める会員に対して次に定めるサービスを提供する。

（１）通常会員

ア　会員交流拠点（コワーキングスペースなど）の開放

イ　ベンチャーキャピタル・大学・スタートアップ等との交流イベントへの招待（東京、京都等で開催予定）

ウ　大学研究者とのマッチング

エ　ディープテックの起業に係るプログラムへの招待

オ　公認会計士等による起業サポート

カ　その他京都での事業活動を円滑にするための各種サポート、イベントへの招待、情報提供

（２）ユース会員

ア　会員交流拠点（コワーキングスペースなど）の開放

イ　公認会計士等によるキャリアサポート

ウ　スタートアップの法務や財務を学ぶ講座への招待

エ　交流イベントへの招待

オ　その他京都でのキャリア形成を円滑にするための各種サポート、イベントへの招待、情報提供

（入会手続き）

第８条　本コミュニティへの入会を希望する者は、本会則及びプライバシーポリシーに同意した上で、入会申込フォームに必要事項を記載し、設置者に申込を行う。

２　設置者は申込内容を確認の上、入会を認める者に対し、速やかに入会承認の通知を行う。

３　入会希望者は、設置者から入会承認通知を受けた日をもって会員資格を有するものとする。

（会員期限）

第９条　会員の期限は、第８条３の入会資格を有した日から、毎年３月３１日とする。

２　設置者は、指定する会員更新日の３０日前までに会員から退会の届け出がなければ、会員期限を１年間延長するものとする。

（会員の義務）

第１０条　会員は、次の義務を負うものとする。

（１）常に善良なる利用者の注意をもってコミュニティのサービスを利用しなければならない。

（２）第３条の目的に鑑み、積極的に本コミュニティの活動に参加するものとする。

（３）第７条（１）ア及び（２）アに定める交流拠点の利用にあたっては、拠点の運営責任者が定める利用規約等に同意し、遵守するものとする。

（４）本コミュニティにおける活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。

（５）事務局の実施するヒアリング等に協力するものとする。

（禁止事項）

第１１条　会員は、本事業活動を利用して次の行為を行ってはならない。

（１）本コミュニティの利用を通して知りえた他者の個人情報や他企業・他団体の機密情報など、本来であれば知りえることのなかった情報について、当該個人・団体の許可なく第三者に提供すること（注：ビジネス拡大やリレーション構築の目的から当事者との合意のもと行う行為についてはこの限りではない）。

（２）他の会員又はその他の第三者の権利・利益を侵害する行為。

（３）他の会員若しくはその他の第三者を差別若しくは誹謗中傷、又は他者の名誉若しくは信用を毀損する行為。

（４）政治、宗教的な活動など、第３条の目的以外の利用と設置者が判断する行為。

（５）本規約をはじめとする本事業の定める規約等、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反、又は設置者が不適切と判断する行為。

（退会）

第１２条　会員は退会の意思と理由を事務局に届け出ることで、退会することができる。

（参加費用）

第１３条　本事業への入会費用及び本拠点やオンラインコミュニティの利用に関しては原則無料とする。ただし、第７条の会員サービスにおいて、一部参加料（実費相当額）を徴収する有料催事も含まれる。

（会員の資格喪失）

第１４条　会員が次のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

（１）本規約に違反した場合。

（２）第３条の目的に反する行為をした場合。
（３）設置者から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合。
（４）その他除名すべき正当な事由があると設置者が判断する場合。

（免責事項）
第１５条　設置者及び協力団体は、本コミュニティを活用する会員の経営・財政状況等について保証等をするものではなく、また、本コミュニティへの参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害について、一切の責任を負わない。

（廃止）
第１６条　設置者は、廃止日の１カ月前までに会員に事前通知をした上で、コミュニティを廃止することができる。
２　設置者は、廃止の際、前項の手続きを経ることで、廃止に伴う責任を免れるものとする。

（規約の変更）
第１７条　設置者は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。
２　設置者は、変更後、会員に変更内容を速やかに通知するとともに、重大な変更は改めて会員の同意を得るものとする。

附　則
この規約は、令和７年７月１日から施行する。